

3 志木市スポーツ推進委員

(1) 志木市スポーツ推進委員規則

昭和 55 年3月 19 日 教委規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第32条第1 項の規定により志木市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱するスポーツ推進委員に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

- 第2条 スポーツ推進委員は、市民のスポーツの推進に関し、次の職務を行う。
- (1) 市民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行うこと。
- (2) 市民のスポーツ活動促進のために組織の育成を図ること。
- (3) 学校、公民館等の教育機関の行うスポーツに関する行事及び事業に協力すること。
- (4) スポーツ団体その他の団体の求めに応じ、これらが行うスポーツに関する 行事及び事業に協力すること。
- (5) 市民一般に対し、スポーツについての理解を深めるよう努めること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市民に対するスポーツに関する指導及び助言を行うこと。

(定数)

第3条 スポーツ推進委員の定数は、15人以内とする。

(仟期)

- 第4条 スポーツ推進委員の任期は、2年とする。ただし、補欠のスポーツ推進 委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず特別の事由があるときは、同項の期間中においてもスポーツ推進委員の委嘱を解くことができる。

(服務)

- 第5条 スポーツ推進委員は、相互に密接に連絡し、協力しなければならない。
- 2 スポーツ推進委員は、その職務を遂行するに当たつて、法令、条例並びに教育委員会の定める規則及び規程に従わなければならない。
- 3 スポーツ推進委員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(研修)

第6条 スポーツ推進委員は、常にその職を行う上で必要な知識及び技術の習得に努めなければならない。

(その他)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会教育長が定める。

(2) 志木市スポーツ推進委員

(敬称略)

No.	氏 名	備考
1	佐々木 明子	志木市バレーボール連盟 体力測定判定員(資格)
2	高橋・恵子	スポーツインストラクター 体力測定判定員(資格)
3		専門学校 体育非常勤講師 元NHK体操のお姉さん 体力測定判定員(資格)
4	北村 ひとみ	志木市いろは健康21プラン推進事業実行委員 全日本ノルディック・ウォーク連盟公認指導員
5	野別 茜	なわとび連盟
6	本間 健	野球の指導者
7	中垣 三郎	全日本ノルディック・ウォーク連盟公認指導員
8	門口 千春	ハンドボール
9	相原 清子	ソフトボール バレーボール
10	山岸 典子	バレーボール
11	五十嵐 洋子	バスケットボール

任期:令和4年8月1日~令和6年7月31日